

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字下富字月見原七〇〇番一 地先から同市大字下富字月見原七〇一 番四地先まで		区間
一三・五〇〃 一四・五〇	一一・五〇〃 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二八・〇〇		延長 (メートル)
歩道拡幅工事による。		備考